平成１７年（フ）第４２２号
千葉県旭市後草2142番地６
破産者　林　　和利
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第２００４号
横浜市旭区左近山16番地７　左近山団地１街区９棟201号、破産手続開始決定時の住所横浜市神奈川区台町11番地４　リブゼ横浜ステーションスクエア406号
破産者　滝口彦四郎
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２００５号
横浜市旭区左近山16番地７　左近山団地１街区９棟201号、破産手続開始決定時の住所横浜市神奈川区台町11番地４　リブゼ横浜ステーションスクエア406号
破産者　大村美和子
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２５８４号
横浜市泉区和泉町5627番地１　サザンヒルズいずみ野406号、開始決定時の住所横浜市泉区上飯田町2140番地の50
破産者　手塚　信衛
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３４１８号
横浜市金沢区並木２丁目７番８―802号
破産者　井上　幸子
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３号
神奈川県鎌倉市大船1868番地２　ライオンズマンション鎌倉大船104号
破産者　臼田　規子
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０３号
横浜市港北区綱島東３丁目４番20号　コーポ佐藤205
破産者　増尾　誠一
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２３号
横浜市鶴見区栄町通２丁目13番地２　リバーサイド飯山207
破産者　遠藤　秀昭
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５３９３号
大阪府高槻市出丸町３番40号　上野ハイツ１階Ｂ号、開始決定時の住所大阪府高槻市東和町38番24号
破産者　井内　眞澄
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８７２９号
大阪府寝屋川市萱島本町８番24号
破産者　多田　憲二
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１３７８号
大阪府泉佐野市長滝883番地
破産者　ヤマショウこと　山内　章弘
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第４３５号
大阪府泉佐野市羽倉崎１丁目５番６―312号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市元町13番33号
破産者　田附　豊仁
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第９３１号
大阪府岸和田市下松町１―３―21ボヌール岸和田403号室、住民票上の住所大阪府堺市堺区今池町６丁２番26号
破産者　山口　　徹
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１１７号
兵庫県川西市錦松台15番21号、前住所兵庫県宝塚市仁川高丸２丁目20番９号
破産者　森谷　恭子
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４６０号
兵庫県伊丹市寺本４丁目80番地５―104号、前住所兵庫県神戸市垂水区上高丸２丁目１番６―404号
破産者　朝見　研一
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４７６号
兵庫県宝塚市泉町13番13号
破産者　田原　明美
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４５号
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切1585番地12
破産者　木下　正幸
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部